

地域公共交通確保維持改善事業にかかる評価について

1 目的

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱及び地域公共交通確保維持改善事業実施要領に基づき、協議会自らによる当該年度補助対象事業の実施状況の確認と評価を行い、当該自己評価の結果を報告するとともに、あわせて公表を行うものです。

2 対象事業名

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
⇒評価対象年度：令和5年度（R4.10～R5.9）

3 事業評価シート（北陸信越運輸局提出資料）

別添（案）のとおり

4 評価基準

(1) 事業実施の適切性

生活交通確保維持改善計画及び事業計画に基づく事業が適切に実施されたかを、A, B, C の3段階で評価する。計画どおり実施されなかった場合には、理由等を明らかにする。

A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された

B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった

C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった。

(2) 目標・効果達成状況

生活交通確保維持改善計画及び事業計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成された（達成できる見込み）かを、設定した目標ごとにA, B, Cの3段階で評価する。目標・効果が達成できなかった（達成できない見込み）場合には、理由を分析の上明らかにする。

A：事業が計画に位置づけられた目標を達成した（する見込み）

B：事業が計画に位置づけられた目標を達成できていない点があった（一部達成できない見込み）

C：事業が計画に位置づけられた目標を達成できなかった（達成できない見込み）

5 その他

当協議会で承認後、「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価」を作成し、北陸信越運輸局へ提出するとともに、市ホームページで速やかに公表します。